



平成30年6月7日

各 位

会社名 大同特殊鋼株式会社  
代表者名 代表取締役社長 石黒 武  
(コード番号 5471 東、名証第1部)  
問合せ先 総務部長 岩本順司  
(TEL. 052-963-7501)

**(訂正) 「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針  
(買収防衛策)の継続について」の一部訂正について**

平成30年5月11日に発表しました「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針  
(買収防衛策)の継続について」の記載内容に計算の誤りがあり、一部訂正すべき事項が  
発生しましたので、下記のとおり訂正いたします。

なお、訂正箇所は下線にて表示しております。

記

訂正箇所 20ページ

【訂正前】

(ご参考資料2)

**当社の大株主の状況**

平成30年3月31日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
新日鐵住金株式会社	3,100	<u>7.29</u>
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,239	<u>5.26</u>
明治安田生命保険相互会社	2,075	<u>4.88</u>
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,666	<u>3.91</u>
株式会社みずほ銀行	1,577	<u>3.70</u>
日本発條株式会社	1,449	<u>3.40</u>
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,405	<u>3.30</u>
本田技研工業株式会社	1,305	<u>3.07</u>
トヨタ自動車株式会社	869	<u>2.04</u>
株式会社デンソー	800	<u>1.88</u>

(注) 当社は、自己株式 805,556 株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。持株比率は、自己株式を控除して計算しており、表示単位未満を切り捨てております。

【訂正後】

(ご参考資料2)

### 当社の大株主の状況

平成30年3月31日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
新日鐵住金株式会社	3,100	<u>7.27</u>
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,239	<u>5.25</u>
明治安田生命保険相互会社	2,075	<u>4.86</u>
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,666	<u>3.90</u>
株式会社みずほ銀行	1,577	<u>3.69</u>
日本発條株式会社	1,449	<u>3.39</u>
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,405	<u>3.29</u>
本田技研工業株式会社	1,305	<u>3.06</u>
トヨタ自動車株式会社	869	<u>2.03</u>
株式会社デンソー	800	<u>1.87</u>

(注) 当社は、自己株式 805,556 株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。持株比率は、自己株式を控除して計算しており、表示単位未満を切り捨てております。

以上



平成30年5月11日

各 位

会社名 大同特殊鋼株式会社  
代表者名 代表取締役社長 石黒 武  
(コード番号 5471 東、名証第1部)  
問合せ先 総務部長 岩本順司  
(TEL. 052-963-7501)

### 当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続について

当社は、平成27年5月8日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益の確保または向上を目的として、当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（以下「原対応方針」といいます。）の導入を決定の上、同日付けで公表し、また、原対応方針の導入に関する議案については平成27年6月26日開催の当社第91期定時株主総会において出席株主の皆様のご賛同を得て承認可決頂いております。その後引き続き、当社は、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益をより一層確保し、向上させるための取り組みとして、原対応方針の内容についてさらなる検討を進めてまいりました。

かかる検討の結果として、当社は、平成30年6月開催予定の当社第94期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において出席株主の皆様のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本定時株主総会の終結時に有効期間が満了する原対応方針に替えて、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社の株券等の買付行為、または、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社の株券等の買付行為（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。このような買付行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行いまは行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）に対して、原対応方針から継続して当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入することを、平成30年5月11日開催の当社取締役会において決定いたしましたので、お知らせします。本対応方針に係る手続の流れの概要については、添付ご参考資料1をご参照ください。

本対応方針の内容につき、原対応方針からの変更点は以下のとおりです。

- ・ 大規模買付者が大規模買付ルール（下記Ⅲ. 2. (1)において定義されます。以下同じです。）に従って大規模買付行為を行う場合であっても、当社の企業価値ひいては株主の

皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められるときには例外的に当社取締役会の判断に基づき対抗措置を発動できる（但し、特別委員会への諮問が条件とされています。）こととしておりますが、このような例外的に当社取締役会の判断に基づき対抗措置を発動できる場合を定める別紙1の内容について、より客観的で明白な類型として、いわゆる高裁四類型（別紙1(1)から(4)）および強圧的二段階買収（別紙1(5)）の計5類型に限定し、その他を削除いたしました。また、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合であっても、別紙1に掲げる場合（即ち、上記の5類型）のいずれにも該当しないときは、株主意思確認株主総会（下記Ⅲ. 3. (1)(i)②において定義されます。以下同じです。）の決議に基づく場合のみに対抗措置を発動できるものといたしました。

(注1) 「特定株主グループ」とは、(i)①当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。）の所有者（同項に規定する所有者をいい、同条第3項の規定に基づき所有者に含まれる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じです。）および②その共同所有者（同条第5項に規定する共同所有者をいい、同条第6項本文に基づき共同所有者とみなされる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じです。）、ならびに、(ii)①当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。以下別段の定めがない限り同じです。）を行う者および②その特別関係者（同条第7項に規定する特別関係者をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。）を意味します。なお、本対応方針において引用される法令等に改正（法令等の名称の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本対応方針において引用される法令等の各条項および用語は、当社取締役会が別段定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項および用語を実質的に継承する法令等の各条項および用語に読み替えられるものとします。

(注2) 「議決権割合」とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等の所有者およびその共同所有者である場合の当該所有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該所有者の共同所有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。以下別段の定めがない限り同じです。）、または、(ii)特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等を行う者およびその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者および当該特別関係者の株券等所有割合（同条第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。）の合計をいいます。なお、各株券等保有割合および各株券等所有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定する発行済株式の総数をいいます。）および総議決権の数（同法第27条の2第8項に規

定する総議決権の数をいいます。)は有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

## **I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要**

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉および当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解したうえで、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を中長期的に確保または向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。したがって、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を著しく損なう株式の大規模な買付けを行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

## **II. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要**

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を向上させるための取り組みとして、下記1.の企業価値向上に向けた取り組み、および、下記2.のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みを実施しております。これらの取り組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取り組みは、上記I.に記載の当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）の実現に資するものであると考えております。

### **1. 企業価値向上に向けた取り組み**

当社グループにおいては、平成29年度までを実行期間とする「大同特殊鋼グループ2017中期経営計画」を策定し、その実現に向けて取り組んでまいりました。当社グループは、『お客様との共創を通じて、世界の成長を支える』、『新しい特殊鋼を産み続ける』ことを推し進め、世界に貢献する特殊鋼メーカーを目指します。そのための施策として、以下の重点施策を実行してまいりました。上記中期経営計画の詳細は、当社ホームページ([https://www.daido.co.jp/ir/presentation/150602\\_plan.pdf](https://www.daido.co.jp/ir/presentation/150602_plan.pdf))をご覧ください。

#### **(1) お客様との共創**

世の中が必要とするイノベーションを、お客様と一体となって産み出してまいります。お客様とより密接なコミュニケーションを取れる営業体制へ組織改編を行い、情報収集能力を高め、グループ内の商品群、技術力を余すところなく提供できる体制へ変革し、当社グループの商品ラインナップ、素材技術とお客様の加工技術を高度に融合させてまいりま

す。このお客様との共創を通じて、これまでの限界を超えるためのトータルソリューションを世界に提供してまいります。

## (2) 成長領域への注力

今後大きく成長が望まれる分野において、市場の発展を支えることで世界に貢献してまいります。これまでに培ってきた幅広い特殊鋼先端技術力をさらに磨き上げ、車載分野でのターボ部材・磁石製品・センサ関連部材（高機能ステンレス、高機能粉末等）、オイル&ガス向けの高合金製品など、世界の成長を支える新しい特殊鋼を産み続けてまいります。

## (3) QCD競争力の強化

特殊鋼で世界に貢献するための土台として、世界で戦えるQCD（クオリティ、コスト、デリバリー）競争力をさらに強化してまいります。例えば、溶解プロセスの最適化など、製造プロセスの更なる高度化を追求し、クオリティ、コスト、デリバリーすべての点でより競争力を高めてまいります。また、型鍛造品製造拠点としてタイ、中長期的にオイル&ガスの成長が見込まれる北米・東南アジアに新拠点（ヒューストン等）を設けるなど、グローバルにサプライチェーンを強化し、必要とされる場所で商品を提供できる体制を整えてまいります。

## 2. コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組み

当社では、コーポレート・ガバナンスを経営の最重要課題のひとつと認識し、監査役制度と執行役員制度のもとで、経営の効率性と公正性の確保に向けた取り組みを行っております。また、『大同特殊鋼企業倫理憲章』を制定し、社会に貢献する企業としての基盤の整備に努めております。なお、財務報告の信頼性を確保するために、「内部統制委員会」を設置しております。

## III. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

### 1. 本対応方針導入の目的

当社の事業は特殊鋼鋼材事業をはじめとして多岐にわたり、また、上記Ⅱ.に記載のとおり、当社が実施する上記Ⅰ.に記載の基本方針の実現に資する取り組みも複雑かつ多岐にわたっております。

そのため、当社が大規模買付者から大規模買付行為の提案を受けた場合に、株主の皆様が、当社の企業価値および大規模買付行為の提案内容を十分理解されたうえで、当該提案に応じるか否かのご判断を適切に行うためには、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担い、当社の事業および取り組みの内容に精通している当社取

締役会の意見も含めた十分な情報が株主の皆様に対して提供されることに加え、株主の皆様がその情報を熟慮するための十分な時間が確保されることが必要であると考えております。また、当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保または向上の観点から必要があると判断する場合には、大規模買付行為の条件・方法について、大規模買付者と交渉するとともに、代替案の提示等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も確保されるべきであります。

さらに、当社取締役会は、当該大規模買付行為の条件・方法等が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保または向上に資するものであるか否かを評価・検討した結果として、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合には、当該大規模買付行為に対して必要かつ相当な対抗措置を発動する必要があるものと考えます。

したがって、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保または向上させることを目的として、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、およびその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求め、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を防止するために、本対応方針を導入することを決定いたしました。なお、当社取締役会による本対応方針導入の決定時点におきましては、特定の第三者より当社取締役会に対して当社の株券等の大規模買付行為に関する提案がなされている事実はありません。また、当社の大株主の状況につきましては、添付ご参考資料2をご参照ください。

## 2. 大規模買付ルールの設定

大規模買付者に従っていただく手続は、以下のとおりです。

### (1) 大規模買付意向表明書の当社への事前提出

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社に対して、本対応方針に定められた手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を日本語で記載した大規模買付意向表明書を提出していただきます。

具体的には、大規模買付意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

#### (i) 大規模買付者の概要

- ① 氏名または名称および住所または所在地
- ② 代表者の氏名
- ③ 会社等の目的および事業の内容
- ④ 大株主または大口出資者（所有株式数または出資割合上位10名）の概要
- ⑤ 国内連絡先
- ⑥ 設立準拠法

#### (ii) 大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、および、大規模買付意向表明書提



出日前 60 日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況

(iii) 大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要（大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類および数、ならびに大規模買付行為の目的の概要を含みます。）

(iv) 大規模買付ルールに従う旨の誓約

なお、大規模買付意向表明書の提出にあたっては、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明する書類（外国語の場合には、日本語訳を含みます。）を添付していただきます。

## (2) 大規模買付情報の提供

当社は、大規模買付者に対して、大規模買付意向表明書を提出していただいた日から 10 営業日<sup>1</sup>（初日不算入）以内に、当初提供していただくべき情報を記載した大規模買付情報リストを上記(1)(i)⑤の国内連絡先宛に発送いたしますので、大規模買付者には、かかる大規模買付情報リストに従って、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（提供できない情報がある場合には、その具体的な理由を含みます。以下「大規模買付情報」といいます。）を当社に日本語で提供していただきます。

また、上記の大規模買付情報リストに従い大規模買付者から提供していただいた情報では、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が当社取締役会から独立した財務アドバイザー、弁護士、税理士、公認会計士その他の専門家等（以下「外部専門家等」といいます。）の助言を得たうえで合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。

なお、大規模買付ルールの迅速な運用が確保されるよう、大規模買付者から大規模買付意向表明書を提出していただいた日から 60 日（初日不算入）（以下「情報提供要請期間」といいます。）を経過しても当社が求める情報が提出されない場合には、その時点で当社取締役会は大規模買付情報の提供に係る大規模買付者とのやり取りを打ち切り、当社取締役会による評価・検討等を開始します。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合、または大規模買付行為の内容および態様等、大規模買付情報の提供状況等を考慮して合理的に必要であると当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は、情報提供要請期間を最長 30 日間（初日不算入）延長することができるものとします。その際、当社取締役会は、特別委員会（下記(4)をご参照ください。以下同じです。）に対して、期間延長の必要性および理由を説明の上、その是非について諮問し、その勧告

---

<sup>1</sup> 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第 1 条第 1 項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。

を最大限尊重するものいたします。

以下の各項目に関する情報は、原則として大規模買付情報リストの一部に含まれるものとしませんが、大規模買付情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、外部専門家等の助言を得たうえで、当該大規模買付行為の内容および態様等に照らして合理的に決定します。

- ① 大規模買付者およびそのグループの詳細
- ② 大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の適法性に関する意見を含みます。）
- ③ 買付対価の種類および金額ならびに当該金額の算定の基礎および経緯
- ④ 大規模買付行為に要する資金の調達状況および当該資金の調達先の概要ならびに関連する取引の内容
- ⑤ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡が存在する場合には、その目的および内容ならびに当該第三者の概要
- ⑥ 当社の顧客、役職員その他の利害関係者との関係を大規模買付行為の完了後に変更する予定がある場合には、その具体的内容
- ⑦ 反社会的勢力との関係に関する情報

なお、当社は、大規模買付行為の提案があった事実および大規模買付者から提供された情報が株主の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を公表いたします。

当社は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会において合理的に判断されるときには、すみやかに、その旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を公表いたします。また、当社は、情報提供要請期間が経過し、当社取締役会による評価・検討等を開始する場合には、すみやかにその旨を公表いたします。

### (3) 取締役会評価期間の設定等

当社は、情報提供完了通知を行った後または情報提供要請期間が経過した後、必要に応じて外部専門家等の助言を得たうえで、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて合理的に必要な期間（ただし、対価を金銭（円貨）のみとし当社の株券等の全てを対象とする公開買付けによる大規模買付行為の場合には最長 60 日間、その他の大規模買付行為の場合には最長 90 日間（いずれの場合も初日不算入）とします。）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得な

がら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時かつ適切に公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に当社取締役会としての意見をとりまとめることができないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得たうえで、特別委員会に対して、取締役会評価期間の延長の是非について諮問し、その勧告を最大限尊重したうえで、合理的に必要と認められる範囲内で取締役会評価期間を最長 30 日間（初日不算入）延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決定した場合には、当該決定された具体的期間および当該延長の理由を、適用ある法令および金融商品取引所規則に従い、適切な時期および方法により公表いたします。

大規模買付者は、取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。なお、株主意思確認株主総会を招集する場合については、下記 3. (1) (iii) をご参照ください。

#### (4) 特別委員会の設置

本対応方針において求められる当社取締役会の判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することとします。特別委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者および他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から取締役会が選任するものとします。なお、本対応方針導入時の特別委員会委員の候補者および各候補者の略歴は、添付ご参考資料 3 「特別委員会委員候補者の略歴」に記載のとおりです。

当社取締役会は、本対応方針において特別委員会への諮問が求められている場合のほか、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であるかについて疑義がある場合その他当社取締役会が必要と認める場合には、任意に特別委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、特別委員会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

### 3. 大規模買付行為がなされた場合における対応方針

#### (1) 対抗措置発動の条件

##### (i) 大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行う場合

###### ① 取締役会の判断に基づき発動する場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行いまは行おうとする場合には、その具体的な条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、当該大規模買付行為を当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう敵対的買収行為とみなし、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当な対抗措置を発動することができるものといたします。

かかる場合、下記(iv)に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、その勧告を最大限尊重するものといたします。

###### ② 株主意思確認株主総会決議に基づき発動する場合

上記①の場合のほか、当社取締役会は、(ア) 大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行いましくは行おうとする場合であっても、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認株主総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合、または、(イ) 下記(iv)に定める当社取締役会からの諮問に対して特別委員会が株主意思確認株主総会を招集することを勧告した場合には、株主意思確認株主総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとします。

##### (ii) 大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う場合

###### ① 取締役会の判断に基づき発動する場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行いまは行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。大規模買付者の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付行為に関して大規模買付者から提供された情報およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行いまは行おうとする場合であっても、当該大規模買付行為がもつばら大規模買付者の短期的な利得のみを目的とするものである等、別紙1に掲げる場合のいずれかに

該当し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させるために、必要かつ相当な対抗措置を発動することができるものといたします。

かかる場合、下記(iv)に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、その勧告を最大限尊重するものといたします。

## ② 株主意思確認株主総会決議に基づき発動する場合

上記①の場合のほか、当社取締役会は、(ア)別紙1に掲げる場合のいずれかに該当し、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合であっても、株主意思確認株主総会を招集し、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合、(イ)別紙1に掲げる場合のいずれにも該当しないものの、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合、または、(ウ)下記(iv)に定める当社取締役会からの諮問に対して特別委員会が株主意思確認株主総会を招集することを勧告した場合には、株主意思確認株主総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとします。

### (iii) 株主意思確認株主総会を招集する場合の取扱い

当社取締役会は、株主意思確認株主総会を招集する場合には、対抗措置の発動の是非について当該株主意思確認株主総会の決議に従うものとします。

当社取締役会は、株主意思確認株主総会を招集する場合には、取締役会評価期間終了後 60 日以内に株主意思確認株主総会を開催し、大規模買付行為への対抗措置の発動についての承認に関する議案を上程するものとしますが、事務手続上の理由から 60 日以内に開催できない場合には、事務手続上可能な最も早い日において開催するものとします。当社取締役会は、株主意思確認株主総会を招集する場合には、当社取締役会が株主意思確認株主総会を招集することが適切であると判断した理由、大規模買付行為に関する当社取締役会の意見、発動すべき具体的な対抗措置の内容、当該対抗措置発動の必要性・合理性その他株主の皆様のご判断のために必要と認められる事項について株主の皆様に対してご説明いたします。

大規模買付者は、当社取締役会が株主意思確認株主総会を招集することを決定した場合には、当該株主意思確認株主総会終了時まで、大規模買付行為を開始することができないものとします。なお、株主意思確認株主総会が招集されない場合においては、上記2.(3)に記載のとおり、取締役会評価期間の経過後に大規模買付行為を開

始することができるものとします。

(iv) 取締役会の判断の合理性および公正性を担保するための手続

当社取締役会が対抗措置の発動の是非を判断するにあたっては、その判断の合理性および公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします（ただし、株主意思確認株主総会を招集する場合は、この限りではありません。）。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、かかる諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得たうえで、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものとしたします。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、当社監査役全員の同意を得たうえで、当社取締役全員の一致により発動の決議をすることとしたします。なお、当社取締役会は、特別委員会に対する上記諮問のほか、大規模買付者から提供された情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者および当該大規模買付行為の具体的内容ならびに当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響等を検討のうえで、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

(2) 対抗措置の内容

本対応方針における対抗措置は、原則として、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てによるものとします。ただし、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。本新株予約権の概要は別紙2に記載のとおりといたします。

なお、当社は、本新株予約権の無償割当てによる対抗措置の機動的発動を確保するために、本新株予約権の発行登録を行うことを予定しております。

(3) 発動した対抗措置の中止または撤回

当社取締役会が本対応方針に基づき対抗措置を発動した場合であっても、①大規模買付者が大規模買付行為を中止もしくは撤回した場合、または、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保もしくは向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置の維持の是非について特別委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の維持の是非について検討するものとします。特別委員会は、かかる諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是

非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

上記特別委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益の確保または向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと判断するに至った場合には、当社取締役会は、発動した対抗措置を通常の決議により中止または撤回し、すみやかにその旨を公表いたします。

ただし、対抗措置として本新株予約権の無償割当てを行う場合には、割当期日（別紙2第1項において定義されます。以下同じです。）に係る権利落ち日（以下「本権利落ち日」といいます。）の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止または撤回する場合がありますが、本権利落ち日より前に当社の株式を取得された投資家の皆様に、本権利落ち日以降に本新株予約権の無償割当てによる希釈化を前提として当社の株式を売却された方が、本新株予約権の無償割当てが中止または撤回されたことにより損害を被るという事態を回避するために、本権利落ち日の前営業日以降においては、本新株予約権の無償割当てを中止または撤回しないものとします。

#### (4) 本対応方針の有効期間、廃止および変更

本対応方針の有効期間は、平成 33 年 6 月に開催予定の当社第 97 期定時株主総会の終結時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または②当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されるものとします。また、かかる有効期間の満了前であっても、③本定時株主総会の終結後に開催される毎年の定時株主総会の終結直後に開催される当社取締役会において、本対応方針の継続について審議することとし、当該取締役会において、本対応方針の継続を承認する旨の決議がなされなかった場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

また、当社は、本対応方針が廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令および金融商品取引所規則に従ってすみやかに公表いたします。

## 4. 本対応方針の合理性について

### (1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること等

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成 17 年 5 月 27 日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しております。また、企業価値研究会が平成 20 年 6 月 30 日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、東京証券取引所が

平成 27 年 6 月 1 日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則 1-5. いわゆる買収防衛策」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、本対応方針は、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

- (2) 当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益の確保または向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、上記 1. に記載のとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を確保しまたは向上させることを目的として、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、およびその内容の評価・検討等に必要の期間の確保を求めるために、導入されるものです。

- (3) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

当社は、本定時株主総会において本対応方針の導入に関する議案をお諮りし、かかる議案が承認可決されることを条件として、本対応方針を導入することを決議しております。したがって、上記議案が承認可決されなかった場合には、本対応方針は導入されず、原対応方針は本定時株主総会の終結時において有効期間の満了により終了いたします。

また、上記 3. (1) (i) ②および(ii) ②に記載のとおり、所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、当該対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために、株主意思確認株主総会を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとしております。

さらに、上記 3. (4)に記載のとおり、本対応方針の有効期間は、平成 33 年 6 月に開催予定の当社第 97 期定時株主総会の終結時までであります。なお、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または②当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されます。

加えて、本対応方針の有効期間の満了前であっても、③本定時株主総会の終結後に開催される毎年の定時株主総会の終結直後に開催される当社取締役会において、本対応方針の継続について審議し、当該取締役会において、本対応方針の継続を承認する旨の決議がなされなかった場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

- (4) 合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定

本対応方針は、上記 3. (1)に記載のとおり、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されております。



(5) 特別委員会の設置

上記2. (4)に記載のとおり、当社は、対抗措置発動の是非についての当社取締役会の判断その他本対応方針における当社取締役会の判断の合理性および公正性を担保するため、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することとしております。

(6) デッドハンド型およびスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3. (4)に記載のとおり、本対応方針は、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成された当社取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、当社取締役の任期を選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。したがって、本対応方針は、スローハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

## 5. 株主・投資家の皆様に与える影響

(1) 本対応方針の導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本対応方針の導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。したがって、本対応方針がその導入時に株主および投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、原則に従い本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても株主および投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式1株当たりの議決権の希釈化も生じないことから、株主および投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。ただし、当社は、当社取締役会が対抗措置として本新株予約権の無償割当てに係る決議をした場合であっても、上記3. (3)に記載のとおり、本権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止または撤回することがありますが、本権利落ち日より前に当社の株式を取得された投資家の皆様が、本権利落ち日以降に本新株予約権の無償割当てによる希釈化を前提として当社の株式を売却された方が、本新株予約権の無償割当てが中止または撤回されたことにより損害を被るという事態を回避するために、本権利落ち

日の前営業日以降においては、本新株予約権の無償割当ての中止または撤回を行うことはありません。

また、本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、大規模買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主および投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続

本新株予約権の無償割当ての手続に関しては、割当期日における株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されるため、申込みの手続は不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく（その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。）必要が生じる可能性があります。かかる場合には、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令および金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に公表いたします。

## 6. その他

本対応方針は、平成 30 年 5 月 11 日開催の当社取締役会において決定されたものですが、独立役員である社外取締役 2 名が賛成しています。また、当該取締役会には、独立役員である社外監査役 2 名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、本対応方針に同意する旨の意見を述べました。

以 上

(別紙1)

**取締役会の判断に基づいて対抗措置を発動できる場合**

- (1) 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を釣り上げて高値で当社の株券等を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であり、それによって、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合
- (2) 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移転させる目的で当社の株券等の取得を行っており、それによって、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合
- (3) 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っており、それによって、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合
- (4) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っており、それによって、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合
- (5) 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株券等の売却を強要するおそれがあり、それによって、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合

以 上

(別紙2)

## **本新株予約権の概要**

### 1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における最終の当社の発行済みの普通株式の総数（ただし、同時点において当社の有する当社の普通株式の数を除きます。）と同数とします。

### 2. 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社の普通株式（ただし、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。）1株につき1個の割合で本新株予約権の無償割当てをします。

### 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

### 4. 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は1株とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

### 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社の普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

### 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

## 7. 本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者<sup>2</sup>、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者<sup>3</sup>、④特定大量買付者の特別関係者、もしくは⑤これら①から④の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、⑥これら①から⑤に該当する者の関連者<sup>4</sup>（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

## 8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き替えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

## 9. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以上

---

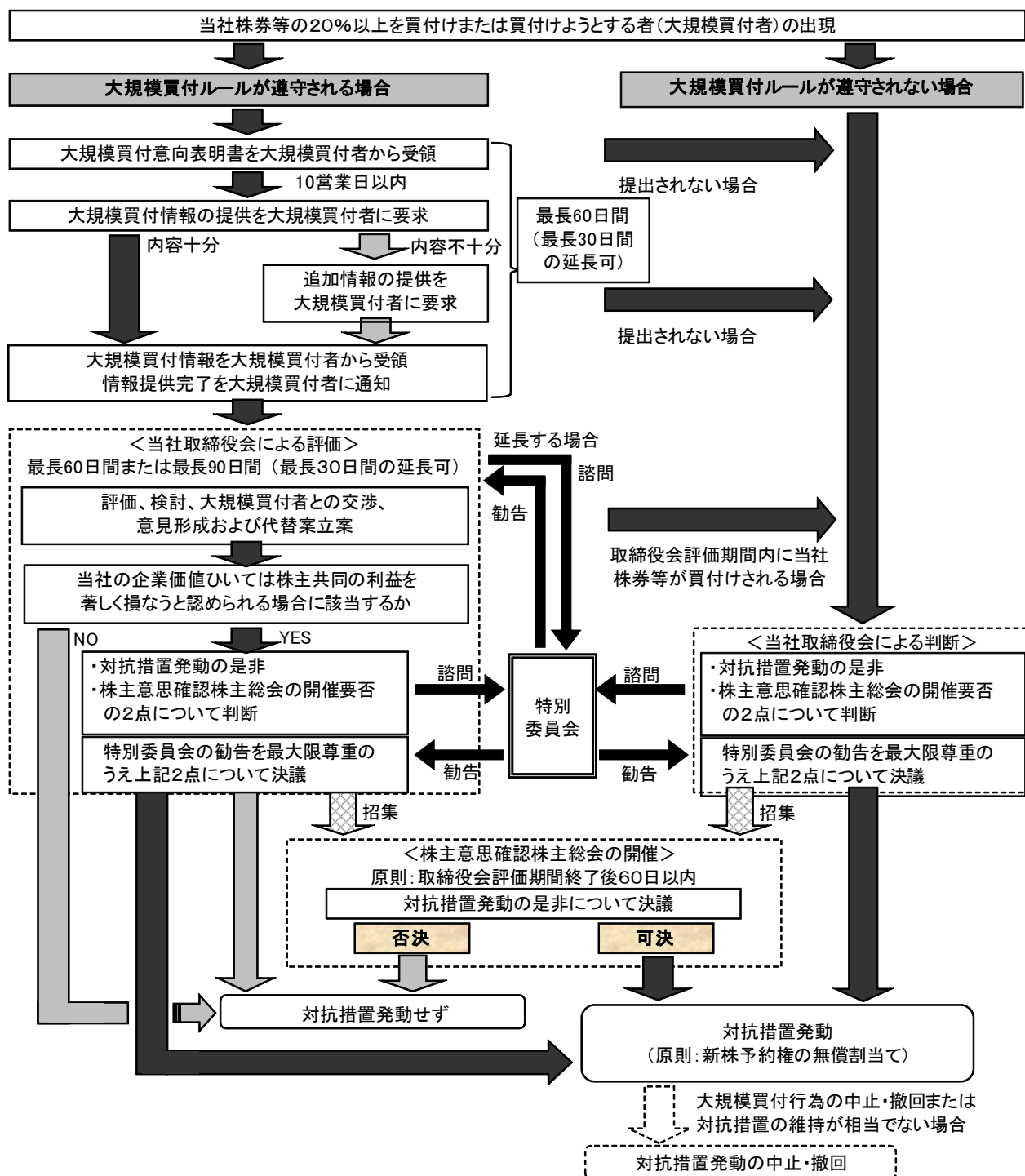
<sup>2</sup> 当社の株券等の保有者で、当社の株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

<sup>3</sup> 公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。）によって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下本注において同じです。）の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者およびその者の特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

<sup>4</sup> ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共通の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に規定されます。）をいいます。

(ご参考資料 1)

### 本対応方針に係る手続の流れの概要



(注) このフローチャートは、本対応方針の概要を記述したものです。  
本対応方針の詳細につきましては、本文をご参照ください。

(ご参考資料2)

### 当社の大株主の状況

平成30年3月31日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
新日鐵住金株式会社	3,100	7.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,239	5.26
明治安田生命保険相互会社	2,075	4.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,666	3.91
株式会社みずほ銀行	1,577	3.70
日本発條株式会社	1,449	3.40
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,405	3.30
本田技研工業株式会社	1,305	3.07
トヨタ自動車株式会社	869	2.04
株式会社デンソー	800	1.88

(注) 当社は、自己株式 805,556 株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。持株比率は、自己株式を控除して計算しており、表示単位未満を切り捨てております。

以上

(ご参考資料3)

**特別委員会委員候補者の略歴**

氏名 茶村 俊一 (さむら しゅんいち)  
略歴 昭和44年3月 株式会社松坂屋入社  
平成11年5月 同社取締役  
平成12年5月 同社常務取締役  
平成14年5月 同社代表取締役専務取締役  
平成16年5月 同社代表取締役専務執行役員  
平成18年5月 同社代表取締役社長執行役員  
平成18年9月 株式会社松坂屋ホールディングス代表取締役社長  
平成19年9月 J.フロント リテイリング株式会社取締役  
平成22年3月 同社代表取締役社長  
平成25年4月 同社代表取締役会長  
平成28年5月 同社相談役(現職)

氏名 服部 豊 (はっとり ゆたか)  
略歴 昭和42年4月 名古屋弁護士会登録、佐治法律事務所入所  
昭和46年12月 服部豊法律事務所設立(現在に至る)  
昭和63年4月 名古屋弁護士会副会長  
平成17年6月 当社補欠監査役(現職)

氏名 松尾 憲治 (まつお けんじ)  
略歴 昭和48年4月 明治生命保険相互会社入社  
平成13年7月 同社取締役  
平成17年4月 明治安田生命保険相互会社常務取締役  
平成17年12月 同社代表取締役社長  
平成18年7月 同社取締役代表執行役社長  
平成25年7月 同社代表執行役  
平成25年7月 同社特別顧問(現職)  
平成29年6月 当社社外監査役(現職)

上記委員の全員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立しており、当社との間には特別な利害関係はありません。なお、当社は、松尾憲治氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めによる独立役員に指定しております。

以 上



2020年7月

(ご参考)

特別委員会委員の服部 豊氏は2020年6月25日をもって辞任され、同日開催した当社取締役会の決議により、新たな特別委員会委員として河邊伸泰氏を選任しております（なお、他の特別委員会委員に変更はありません）。同氏の略歴等は以下のとおりです。

1. 新任委員

氏名 河邊 伸泰（かわべ のぶやす）

略歴 1992年4月中央監査法人入所

1995年7月弁護士登録、不二法律事務所入所

1999年4月河邊法律事務所（現河邊・加藤法律事務所）設立（現在に至る）

2020年6月当社補欠監査役（現職）

※同氏は当社の業務執行を行う経営陣から独立しており、当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 就任日 2020年6月25日

以上